

**平成 26 年度和歌山県計画に関する  
事後評価**

**令和 3 年 1 月  
和歌山県**

# 1. 事後評価のプロセス

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 2 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 26 年度実施分）
- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 27 年度実施分）
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 28 年度実施分）
- ・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 29 年度実施分）
- ・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告  
(平成 30 年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

- ・次回の和歌山県医療審議会において報告予定（令和元年度実施分）

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

## 2. 目標の達成状況

平成26年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■和歌山県全体（目標と計画期間）

#### ① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

在宅の患者を訪問診療する医師など在宅医療従事者の確保や容体急変時の入院対応等を行う体制の整備など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療提供体制の構築を目標とする。

#### ② 計画期間

平成26年度～令和3年度

### □和歌山県全体（達成状況）

#### <医療分>

##### 1) 目標の達成状況

###### <平成26年度>

- 在宅医療従事者の確保については、理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修、歯科衛生士の養成段階から在宅歯科治療の技術を修得するための機器を整備するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。一方、在宅医療調整支援事業やかかりつけ医の育成事業等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、地域の関係者との協議、調整を綿密に行ったものの、窓口設置や推進協議会設置などの目標は達成できなかった。

###### <平成27年度>

- 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、在宅医療調整支援事業や在宅医療推

進協議会等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、在宅医療提供体制検討委員会を設置し、地域の関係者との協議、調整を行いつつ、窓口設置や推進協議会設置などを着実に進めることができた。なお、平成27年度の未設置箇所でも平成28年度中に設置が予定され、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

#### <平成28年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 全医療圏において、在宅医療サポートセンター設置が完了し、全県的な在宅医療提供体制の構築と強化に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

- ・ 在宅医療等様々な医療需要に対する適切な医療を提供する体制を支える医療従事者の確保と質の向上については、平成27・28年度基金事業と併せて実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

#### <平成29年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や医療従事者の研修を実施するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備についても推進することができた。

- ・ 上記のほか、医療従事者の確保と質の向上については、平成27～29年度基金事業と一体的に事業を実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

#### <平成30年度>

- ・ 居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27、28及び30年度基金事業と併せて実施し、前年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を推進することができた。
- ・ 医療従事者の確保に関する事業については、産科医や臨床研修医の確保、潜

在看護職員の再就業などを通じ、地域における医療提供体制の強化・提供サービスの質の向上に結びついている。

<令和元年度>

- ・医療従事者の確保に関する事業については、平成27年度から令和元年度基金事業と併せて実施し、産科医の処遇改善や、潜在看護師の復職支援、看護教育の充実などにより、医療従事者の確保を図っている。

2) 見解

- ・在宅医療については、全県内での在宅医療サポートセンターの設置が完了し、在宅医療提供に係る体制は構築できたと考える。在宅医療サービスを提供する医療従事者の育成及び質の向上に係る事業を今後も継続的に実施し、在宅医療提供体制のさらなる強化を図る必要がある。
- ・医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 改善の方向性

適切な医療サービスを提供できる質の高い医療従事者を継続的に確保する必要があることから、今後も基金を活用し、さらなる医療従事者の確保及び提供サービスの質の向上に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■区域ごとの目標と計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における目標と計画期間は、和歌山県全体と同じ。

□区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

### 3. 事業の実施状況（医療分）

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、平令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】 潜在看護職員復職支援研修の拡充	【総事業費】 23,387千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成26年12月補正予算成立後～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 潜在看護職員数の年間再就業数 20人	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在看護職員復職支援研修の実地研修機関を拡大する。</li> <li>医療機関だけでなく訪問看護ステーションへ実地研修の場を拡大する。</li> <li>サテライトの利用によりエリアを拡大し受け入れ研修機関数を増やす。</li> <li>研修内容に高機能シミュレーターを用い、より実践的な研修で復職への自信につなげる。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	《研修受講人数》 平成26年度30人、平成27年度50人、平成28年度50人 《復職就業人数》 平成26年度15人、平成27年度25人、平成28年度25人	
アウトプット指標（達成値）	【研修受講人数】 (H26)15人、(H27)24人、(H28)16人、(H29)12人、 (H30)15人、(R01)15人 【研修受講者のうち、復職就業人数】 (H26)13人、(H27)11人、(H28)10人、(H29)8人 (H30)9人、(R01)10人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 43人（令和元年度） うち、潜在看護職員復職支援研修受講者の再就業者数 10人 <b>(1) 事業の有効性</b> 看護職有資格者に対する復職支援を行うことで、県内看護職員の充足に寄与できた。 <b>(2) 事業の効率性</b> 看護職員育成のノウハウを持つ団体に委託することで、講師や研修施設の確保に要する経費を抑えることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業																														
事業名	【NO. 22】 看護職員の復職支援強化・就業促進	【総事業費】 13,003 千円																													
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域																														
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）																														
事業の期間	平成 26 年 12 月補正予算成立後～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了																														
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 潜在職員の年間再就業数 20 人																														
事業の内容（当初計画）	和歌山市内・紀北地域・紀南地域にナースセンターサテライトを設置 ① e ナースセンターと連動したシステムの構築 ② セカンドキャリア活用した就労相談、復職支援の実施 ③ 病院、看護養成所との連携を深め、届け出登録の周知の徹底を図る																														
アウトプット指標（当初の目標値）	・看護職員の就労状況を把握する。 ・潜在看護職員の再就労につなげる。 ・相談件数 各年度 50 件																														
アウトプット指標（達成値）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ナースセンターサテライト設置</th> <th>就労相談 復職支援</th> <th>再就業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>和歌山市内 11 回、 紀北地域 11 回、紀南地域 11 回</td> <td>19 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>和歌山市内 36 回、 紀北地域 36 回、紀南地域 33 回</td> <td>72 人</td> <td>26 人</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>和歌山市内 47 回、 紀北地域 43 回、紀南地域 46 回</td> <td>101 人</td> <td>37 人</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>和歌山市内 23 回、紀南地域 24 回</td> <td>66 人</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>和歌山市内 24 回、紀南地域 24 回</td> <td>40 人</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>R01</td> <td>和歌山市内 24 回、紀南地域 21 回</td> <td>45 人</td> <td>23 人</td> </tr> </tbody> </table>				ナースセンターサテライト設置	就労相談 復職支援	再就業	H26	和歌山市内 11 回、 紀北地域 11 回、紀南地域 11 回	19 人		H27	和歌山市内 36 回、 紀北地域 36 回、紀南地域 33 回	72 人	26 人	H28	和歌山市内 47 回、 紀北地域 43 回、紀南地域 46 回	101 人	37 人	H29	和歌山市内 23 回、紀南地域 24 回	66 人	30 人	H30	和歌山市内 24 回、紀南地域 24 回	40 人	24 人	R01	和歌山市内 24 回、紀南地域 21 回	45 人	23 人
	ナースセンターサテライト設置	就労相談 復職支援	再就業																												
H26	和歌山市内 11 回、 紀北地域 11 回、紀南地域 11 回	19 人																													
H27	和歌山市内 36 回、 紀北地域 36 回、紀南地域 33 回	72 人	26 人																												
H28	和歌山市内 47 回、 紀北地域 43 回、紀南地域 46 回	101 人	37 人																												
H29	和歌山市内 23 回、紀南地域 24 回	66 人	30 人																												
H30	和歌山市内 24 回、紀南地域 24 回	40 人	24 人																												
R01	和歌山市内 24 回、紀南地域 21 回	45 人	23 人																												
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 潜在看護職員の年間再就業数 43 人（令和元年度） ナースセンターサテライトによる復職支援の年間再就業数 23 人（令和元年度）																														

	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  看護職員の復職・就業の相談窓口をサテライトで設けることで、復職・就業の支援が強化され、県内看護職員の充足に寄与できた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  ハローワークと連携することで、県内各地での就業相談をより少ない経費で実施することができた。</p>
その他	



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.25】 産科医等確保支援	【総事業費】 253,254 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	病院、診療所、助産所	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標： 支援医療機関数 22 箇所からの箇所数増。 &lt;平成 29 年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給者数 各年度 90 人</li> <li>・手当支給施設数 19 施設 (H29)、21 施設 (H30)、 22 施設 (R1)、23 施設 (R2)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	分娩を取り扱う病院、診療所、助産所を対象に、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当の補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	勤務が過酷な産科医療を担う医師の処遇改善を図ることで、産科医の確保を図る。 医師支援実施施設への補助数 23 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	医師支援実施施設への補助数 平成 26 年度 20 箇所、平成 27 年度 23 箇所、 平成 28 年度 19 箇所、平成 29 年度 22 箇所、 令和元年度 20 箇所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内公的病院産科医師数 54 名 (平成 28 年 4 月) → 55 名 (令和 2 年 4 月)</li> <li>・手当支給者数 173 人 (令和元年度)</li> <li>手当支給施設数 20 箇所 (令和元年度)</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性 20 箇所の医師支援実施施設に対し、分娩手当等を支援し産科医の処遇改善を図ることで、産科医師数の減少は食い止めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 分娩手当等を補助することにより、産科医の処遇改善を効率的に図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【NO.28】 看護職員養成強化対策	【総事業費】 216,513 千円		
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域			
事業の実施主体	看護師等養成所			
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。			
	アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 (H26) 13,820 人 → (R2) 15,255 人			
事業の内容（当初計画）	看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、民間立の看護師等養成所の運営に対する補助を行う。			
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 330 人（総定員）</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 120 人（定員）</li> </ul>			
アウトプット指標（達成値）	補助を行う看護師養成所			
		施設数	生徒数	卒業者数
	H28	3 施設	352 人	104 人
	H29	3 施設	344 人	98 人
	R01	3 施設	308 人	96 人
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回			
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 看護師等養成所の運営に対する補助を行い、看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> へき地における重点支援や県内就業率・国家試験合格率等による調整率を設け、重点的に配分することで、効率的な看護職員の養成を図ることができた。</p>			
その他				

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 看護教育・研修	【総事業費】 10,742 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。	
	アウトカム指標： 従事者届による看護職員の実人数の増 (H26) 13,820 人 → (R2) 15,255 人	
事業の内容（当初計画）	看護職員に対する看護教員研修、実習指導者講習会を実施する。（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護教員研修 受講者 100 名（延べ人数）</li> <li>・実習指導者講習会 受講者 30 名（実人数）</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<b>【看護教員研修 受講者】</b> （延べ人数） (H28)123 名、(H29)74 名、(R01)96 名 <b>【実習指導者講習会 受講者】</b> （実人数） (H28)33 名、(H29)37 名、(R01)30 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護職員の実人数 14,705 人（平成 30 年度） ※ 従事者届は 2 年に 1 回	
	<b>（1）事業の有効性</b> 看護職員の養成力及び指導力強化により、社会のニーズに即応した質の高い看護の提供を図ることができた。また、国家試験合格率も全国平均を上回った。 <b>（2）事業の効率性</b> 研修場所を県看護研修センター 1 カ所とすることで、コストが低減され、研修を効率的に実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 39】 医療勤務環境改善推進	【総事業費】 16,728 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県病院協会）	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内において適切なサービスを提供するため、医療機関の勤務環境改善を通じ、医療従事者の定着・確保が必要。</p> <p>アウトカム指標： センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3</p>	
事業の内容（当初計画）	医療機関内での勤務環境整備を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関のニーズに応じた支援を実施するための医療勤務環境改善支援センターを運営する。（委託）	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家派遣回数 2 回</li> <li>・ 研修会開催回数 1 回</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<p>【専門家派遣回数】 (H29)0 回、(H30)3 回、(R01)5 回</p> <p>【研修会開催回数】 (H29)1 回、(H30)2 回、(R01)2 回</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： センターの支援により勤務環境改善計画を策定した医療機関数 3 機関</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、様々な機会を捉えて周知に努めており、県内の医療機関でもその必要性について認識を深めつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 労働局が実施する医療労務管理相談コーナーをセンター内に設置することで、効率的に相談体制を整備することができた。また、ほとんどの県内病院が加入する県病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 42】 医師臨床研修マッチング対策	【総事業費】 10,085 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>研修医は将来の医療の担い手であることから、県内の臨床研修医を確保するため、魅力ある研修プログラム作りやPRが必要。</p> <p>アウトカム指標： 医師臨床研修医数（採用者数平均値）の維持 90 名（H26～H28）→ 93 名（H29～R01）</p>	
事業の内容（当初計画）	より多くの臨床研修医を確保するため、医学生に対し県内臨床研修のPRを行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師臨床研修マッチング率の向上 86.2% → 90%	
アウトプット指標（達成値）	マッチング率（R1）75.8%	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 令和 2 年度医師臨床研修医採用者数 101 名</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 魅力ある研修プログラムや臨床研修病院を医学生に直接PRしたことで、県内の臨床研修医を一定数確保することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 県内すべての臨床研修病院が集結し、一括してPR事業を行ったことで、説明会開催に係るコストを抑制できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 45】 産科医師当直応援	【総事業費】 13,002 千円
事業の対象となる区域	和歌山	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医大総合周産期母子医療センターの産科医の負担軽減と、高度医療を提供する周産期医療体制の堅持が必要。</p> <p>アウトカム指標： 開業医等による医大への当直応援回数 44 回（平成 28 年度） → 48 回（平成 30 年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	分娩の取扱をやめた開業医等が和歌山県立医科大学附属病院の当直業務に入る際の経費（人件費）を補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	医大へ当直応援を行う開業医 4 名	
アウトプット指標（達成値）	開業医等の医大へ当直応援回数 (H30) 4 回/月 (R1) 3.25 回/月	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 開業医の当直応援回数 44 回（平成 28 年度） → 39 回（令和元年度）</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 医大総合周産期母子医療センターに対する当直応援を実施することにより、高度医療を提供する上記センターの診療体制強化を図り、県全体の周産期医療体制の堅持につなげることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 開業医が医大総合周産期母子医療センターの当直に応援に入ることで、効率的にセンター産科医の負担を軽減することができた。</p>	
その他		